

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 小学校就学の始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する職員を対象として、子育て部分休暇を創設すること。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度の拡充等について定めること。
- (3) 子育て部分休暇の取得による給与の減額等について定めること。

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項に次の1号を加える。

(4) 子育て部分休暇

第13条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第13条の2 任命権者は、職員が小学校就学の始期から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条 任命権者は、秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）第24条の措置を講じるときは、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 秦野市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因してその子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職

員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資することに係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認したことの取扱いに当たっては、その意向に配慮しなければならない。

（秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第12条中「第21条」を「第21条第2項」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第21条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇、勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇、その介護時間又はその子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 2 1 条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 2 1 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 1 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、その勤務時間の全てについて承認の請求があったとき その勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、その残時間数の全てについて承認の請求があったとき その残時間数
（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 1 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 2 1 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分

(2) 非常勤職員 その非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

（育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 2 1 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 2 2 条中「部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休

業」に改める。

第 2 3 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消理由)

第 2 3 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める理由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年秦野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「並びに」を「、」に改め、「許可」の次に「並びに勤務時間等条例第 1 3 条の 2 の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年秦野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「並びに」を「、」に改め、「許可」の次に「並びに勤務時間等条例第 1 3 条の 2 の規定による子育て部分休暇の承認」を加え、同条第 2 項中「その職員が 1 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないこと」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 1 7 条中「（平成 3 年法律第 1 1 0 号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の秦野市職員の育児休業等に関する条例第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議案第 4 3 号 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	
(休暇) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 無給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)－(3) (略) <u>(4) 子育て部分休暇</u> 4 (略) <u>(子育て部分休暇)</u> <u>第 1 3 条の 2 任命権者は、職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</u> <u>2 子育て部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u>	(休暇) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 無給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)－(3) (略) 4 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条 任命権者は、秦野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秦野市条例第5号)第24条の措置を講じるときは、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 秦野市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因してその子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置(次号

において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項
を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確
認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関す
る対象職員の家庭状況に起因して発生し、又は発生すること
が予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の
改善に資することに係る対象職員の意向を確認するための措
置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向
を確認したことの取扱いに当たっては、その意向に配慮しなけ
ればならない。

(委任)

第18条 (略)

(委任)

第17条 (略)

秦野市職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条
第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第
10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条
第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第
10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第

18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定める。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。第17条及び第21条第2項において「勤務時間等条例」という。）第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態

（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1)・(2) （略）

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) （略）

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定により、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定める。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。）第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1)・(2) （略）

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) （略）

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(第1号部分休業の承認)

第21条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇、勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇、その介護時間又はその子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等規則第30条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、その非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等規則第30条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、その勤務時間の全てについて承認の請求があったとき その勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、その残時間数の全てについて承認の請求があったとき その残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 その非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時

間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消理由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める理由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消理由)

第23条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

秦野市職員の給与に関する条例

(給与の減額)

第11条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務をしないことについて任命権者の承認があった場合（勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認、勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可並びに勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第11条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務をしないことについて任命権者の承認があった場合（勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(給与の減額)

第15条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき市長の承認があった場合（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程において準用する勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認、勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可並びに勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て

(給与の減額)

第15条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき市長の承認があった場合（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程において準用する勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しな

部分休暇の承認を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部

い1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業（その職員が1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の秦野市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	
--	--

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

職員の職業生活と家庭生活の両立を支援すること等を目的に、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる部分休業の対象年齢を拡大する動きが県内自治体でもあり、本市でも職員提案制度で提案されています。

また、令和6年人事院勧告において、育児時間の取得パターンの多様化等について対応すること等が求められたことにより、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）が改正されました。

2 改正の理由

子育てを行う職員の柔軟な働き方を実現し、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することは本市としても、職員が安心して働くうえで重要な要素であるとともに、職員の確保及び退職の未然防止を図る手段の一つとしても有効であることから、関連する条例を改正するものです。

3 主な改正内容

- (1) 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）

ア 「子育て部分休暇」の導入

新たに小学校就学始期から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員に対し、1日につき2時間を超えない範囲内で子育て部分休暇を与えることができる特別休暇を位置付けるもの。

イ 仕事と育児との両立に資する制度の周知等

育児休業法に基づき、職員本人若しくは配偶者が妊娠し、出産したこと等の事実を申し出たとき又は3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度の周知や意向確認のための措置等を講じることについて位置付けるもの。

- (2) 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成４年秦野市条例第５号）
育児休業法に基づき、現行の部分休業（１日につき２時間を超えない範囲内の形態（第１号部分休業））に加え、１年につき条例で定める時間（１０日相当）を超えない範囲内の形態（第２号部分休業）を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。
- (3) 秦野市職員の給与に関する条例（昭和３０年秦野市条例第４５号）
「子育て部分休暇」の取得時間については給与を減額することを位置づけるもの。
- (4) 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年秦野市条例第１９号）
本市の常勤一般職職員と同様に、「子育て部分休暇」の取得時間については給与を減額するとともに、部分休業に関する条文について育児休業法からの引用に改めること。

4 施行日

令和７年１０月１日